

令和6年11月15日
開会 午前10時00分

- 議長（二條孝夫君） おはようございます。
ただいまから、令和6年北アルプス広域連合議会11月定例会を開会いたします。
本日の出席議員は、18名全員であります。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。
事務局長。
- 事務局長（戸谷靖君） 報告いたします。
連合長、副連合長は、全員出席しております。
以上でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（二條孝夫君） これより本日の会議を開きます。
日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、広域連合議会会議規則第109条の規定により、議長において、15番、丸山和之議員、16番、切久保達也議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（二條孝夫君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。
本11月定例会の会期等議会運営につきましては、去る11月6日に議会運営委員会を開催願ひ、ご審議願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めるといたします。
議会運営委員長。

[議会運営委員長（横澤はま君）登壇]

- 議会運営委員長（横澤はま君） おはようございます。
去る、11月6日に議会運営委員会を開催し、本11月定例会の会期日程等について審議をしておりますので、審議の概要についてご報告いたします。
本定例会の会期は、本日11月15日の1日であります。
本定例会に付議されております案件は、条例案件1件、予算案件4件の計5件でございます。各議案につきましては、委員会に付託せず本会議で審議のうえ、採決を行うことといたします。
一般質問につきましては、3名の議員から通告書が提出されております。
また、本会議終了後、ごみ処理特別委員会及び全員協議会の開催を予定しております。
議会運営委員会では、これを承知しております。
審議の概要は、以上であります。
よろしくご賛同のほどお願いいたします。
- 議長（二條孝夫君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、ご質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑がありませんので、これもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りとし、議会運営につきましても、報告どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

日程第3 広域連合長あいさつ

○議長(二條孝夫君) 次に、日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。
広域連合長。

[広域連合長(牛越徹君)登壇]

○広域連合長(牛越徹君) おはようございます。

本日ここに、広域連合議会11月定例会が開催されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、何かとご多用の中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

はじめに、政府が8月に発表した、来年度予算に向けた各省庁の概算要求によりますと、一般会計の要求総額は117兆円余となり、昨年度の概算要求における114兆3,852億円を上回り、4年連続で110兆円を超える規模となっております。

また、これに併せ総務省では、令和7年度総務省所管予算概算要求の概要とともに、来年度に重点分野として積極的に取り組む施策として、「重点施策2025」を公表しております。その5つの柱として、能登半島地震の教訓を踏まえ、国民・住民の安全・安心の確保、地域経済の好循環と持続可能な地域社会を実現するための、地方行財政基盤の確立と地域経済、社会の活性化、また、信頼できる情報通信環境の整備、国際競争力の強化と国際連携の深化、そして、国の土台となる社会基盤の確保を掲げております。

このうち、地方財政に関しましては、経済・財政新生計画等を踏まえ、地方財政の安定的な運営に必要な一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、このうち地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、19兆円を要求するとともに、交付税率の引き上げについて、金額を示さない事項要求としております。

また、賃上げ対策や物価高への対応なども事項要求としておりますことから、今後、年末にとり取りまとめられる来年度予算案の総額につきましては、更に膨らむことが予想されます。今後は、新政権下において編成が想定されます、本年度補正予算にも注意を払い、国の動向に適切に対応していく必要があると考えております。

一方、県におきましては、魅力ある観光地づくりのための安定的な財源として、新たに検討を進めてまいりました宿泊税について、税額を1人1泊300円などを内容とする制度の骨子を、県議会10月定例会で明らかにし、再来年4月からの導入を目指すこととしております。

宿泊税の具体的な内容としましては、宿泊料金が3,000円未満や、修学旅行などの学校行事を免除するほか、市町村独自に宿泊税を課税する場合には、県の税額を150円に引き下げるとしており、また、宿泊税の導入による年間の税収を概ね45億円程度と見込んでおり、使途につきましては市町村に交付するほか、登山道やスノーリゾートの整備、観光地

への移動手段の充実などに活用するとしております。なお、一昨日の報道によりますと、県は関係方面からの意見を踏まえ、更に検討を進めるとしてしております。

宿泊税の創設は、観光が主要産業の一つであります当圏域にとりましても、構成市町村の観光振興策の充実につながる重要な支援となりますことから、今後の動向を十分注視してまいりたいと考えております。

長野労働局が先月発表しました9月の県内雇用情勢は、堅調に推移しているとしておりますものの、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとしています。また、当圏域の雇用状況につきましては、有効求人倍率は1.64倍で、前年同月を0.04ポイント下回ったものの、39カ月連続して1倍を上回る状況が続いております。今後、冬の観光シーズンを迎えるに当たり、インバウンド需要のさらなる増加や、雇用の改善に期待するところでございます。

以下、当面する主な事業の取り組み状況につきまして、順次申し上げます。

はじめに、第6次広域計画の策定について申し上げます。

広域計画は、地方自治法の規定により、広域連合に策定が義務づけられており、広域連合及び構成市町村は、この計画に基づいて事務を処理することとされております。現在の第5次計画が本年度をもって終了しますことから、構成市町村及び北アルプス地域振興局から、新たな計画の策定委員会と課題別部会の委員を選出いただき、来年度から令和11年度までの5カ年を計画期間とする、第6次計画の策定作業を進めております。

今般、計画の素案がまとまりましたことから、本定例会の議会全員協議会においてご説明申し上げ、ご意見をいただくとともに、圏域住民の皆様のご意見募集等を経て、来年の議会2月定例会におきまして、計画案を提案できますよう、引き続き策定作業を進めてまいります。

次に、広域葬祭場について申し上げます。

葬祭場の運営につきましては、本年4月から9月までの利用状況は人体327体となり、前年同期と比べ、51体、15.5%の増、また、動物は190体で、46体、24.2%の増となり、指定管理者により円滑な管理運営が行われております。今後も引き続き、指定管理者との連携の下、人生の終焉を迎える公の葬祭施設として、厳粛な中にも穏やかな雰囲気を保ち、故人を偲び、送るにふさわしい施設の運営を目指してまいります。

次に、一般廃棄物処理施設の整備について申し上げます。

本年度、建設を予定しております大町リサイクルプラザストックヤード棟につきましては、9月2日に着工し、年度内の竣工に向けて円滑な工事の進捗管理に努めております。

また、白馬リサイクルプラザにつきましては、来月末の工期内竣工に向け、安全面に配慮して工事を進めており、これまで大きな遅れもなく順調に進捗しております。なお、白馬リサイクルプラザの管理運営等につきましては、本定例会終了後のごみ処理特別委員会及び議会全員協議会におきまして、ご説明申し上げることとしております。

北アルプスエコパークの管理運営につきましては、昨年度より10年間の長期包括運営管理業務契約に基づき、荏原・テスコ特定業務委託共同企業体により、特段事故等もなく順調に運営管理が行われております。

本年4月から9月までの可燃ごみ搬入量は、大町市3,466トン、白馬村1,432トン、小谷村314トンの合計5,212トンとなっており、前年度同期比で27トン、0.5%の減となり、1日平均の搬入量は31.2トンとなっております。また、焼却量につきましては5,251トン、1日平均が30.7トンとなっております。

また、資源物等につきましては、白馬リサイクルセンター、北アルプスエコパーク及び大町リサイクルパークにおいて円滑に処理しております。

なお、令和4年度から開始いたしましたペットボトルの水平リサイクルは、着実に定着しており、持続可能な循環型社会の実現に資する仕組みとして、引き続き推進に努めてまいります。また、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック資源の分別収集につきましては、現在のプラスチック製容器包装の取り組みに加え、製品プラスチックを一緒に回収できる仕組みを来年度から実施できますよう、3市村と検討を重ねており、本定例会終了後のごみ処理特別委員会及び議会全員協議会におきまして、ご説明申し上げることとしております。

今後も、循環型社会の形成に寄与するため、安全かつ円滑な施設の運営に努めますとともに、市町村との連携により、ごみの減量化とリデュース、リユース、リサイクルのスリーアールを推進してまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

本年4月に採用しました、広域消防本部の5名の新入職員は、県消防学校において約6カ月にわたる初任科教育を修了し、現在、大町消防署に配属し、地域住民に信頼される消防士を目指し、日々勤務に励んでおります。

救急出動につきましては、先月末現在3,225件となり、前年同期に比べ92件、2.9%の増となっております。これは、高齢者の急病による搬送が増えたことに加え、国内の観光需要の回復に伴う当圏域への来訪者による交通事故の増加のほか、高度な治療を要する傷病者の転院搬送の増加によるものと考えます。

これから冬の観光シーズンを迎えるにあたり、今後も当圏域への来訪者は更に増加することが予想され、引き続き医療機関との連携の下、適切な救急業務を遂行し地域住民の安全確保に努めてまいります。

圏域内の火災につきましては、先月末現在、19件発生しており、前年同期に比べ8件、29.6%の大幅な減となっております。今月9日から15日まで、全国一斉の秋の火災予防運動が実施され、当圏域におきましても、10日には、大町及び池田町におきまして、それぞれ地元消防団及び関係機関が参加し、総合防災訓練が実施されました。これから火災の増加が危惧される季節を迎え、当広域消防本部としましても、市町村消防団をはじめ、関係機関との一層の連携により火災予防に努め、圏域住民の安全確保を図ってまいります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

本年4月から9月までの施設の利用状況につきましては、前年同期と比較し、契約入所者は、138人多い6,954人となり、短期入所者は、258人少ない1,573人で、入所者の1日平均の利用状況は、0.6人少ない46.6人となりました。また、通所リハビリ利用者は同時期と比較して50人増の2,520人、1日平均の利用者は0.9人増の20.8人となりました。

新型コロナウイルス感染症は、現在も施設運営上の懸念材料となっておりますが、8月に通所リハビリ利用者に複数の陽性者が確認され、感染拡大の防止を目的として3日間の臨時休業を実施しました。また、9月には、クラスターの発生により職員2名と入所者20名が感染し、約20日間の入所制限を余儀なくされ、他の入所者や利用者、ご家族の皆様は大変ご迷惑をおかけしました。

感染症の発生は、利用者への安全、安心なサービスを脅かすものであり、また、利用制限に伴う収入減は、施設経営に大きな影響を及ぼすもので、職員に対しいっそうの感染予防の徹底と健康管理を指導いたしました。今後も適切かつ安全な運営に努めてまいります。

また、虹の家の経営効率化を目的とする、入所定員50人から42人への規模縮小につきましては、指定権者であります長野県への届け出を10月1日に行いました。コロナ感染症による入所制限の時期とも重なりましたが、規模縮小への移行調整は支障なく進み、引き続き利用者やご家族からの今後の運営について心配する声にお答えするため、これまで以上に丁寧な説明に努めてまいります。

今後は、規模縮小の効果を見極め、引き続き安心、安全な施設サービスを提供できますよう力を尽くしてまいります。なお、本年度の施設運営に必要な市町村負担金につきましては、補正予算に計上し本定例会に上程いたしております。

次に、介護保険事業について申し上げます。

本年度は、第9期介護保険事業計画の初年度に当たりますが、計画策定時の推計どおり、65歳以上の第1号被保険者数は微減となる一方で、給付額につきましては引き続き増加が予想されます。こうした状況を踏まえ、今期の計画では、介護給付費準備基金を有効に活用し、第1号被保険者の介護保険料基準額を第8期事業計画と同額に据え置くとともに、所得段階につきましても国の見直しに合わせ、9段階から13段階に変更いたしました。これにより7月に圏域住民の皆様へ送付しました年間保険料の決定に関するご案内には、苦情等の問い合わせもなく、一定のご理解をいただいたものと考えております。今後は、これまで以上に保険料給付の適正化に注力するとともに、給付費支給におけるチェックを強化し、介護保険事業の円滑な運営に努めてまいります。

また、当圏域では、65歳以上の第1号被保険者の微減とともに、現役世代の人口も減少傾向にあり、介護を担う人材の不足が全国他の地域と同様に大きな課題となっております。こうした状況を踏まえ、介護サービスの枠を超えて、高齢者の生活支援や地域の支え合い活動に携わる人材を育成するため、高齢者支え合い活動研修を先月実施し、26名の方に参加いただきました。この研修は平成28年度から継続的に開催しており、これまでの研修修了者の中には、介護や福祉に関心を持ち、介護サービス事業所に就職された方や、研修後、地域の生活支援、助け合い活動に取り組まれる方もあり、地域包括ケアへの理解を深める一定の役割を果たしているものと考えております。このため、本年度の研修では具体的な活動事例や地域で活動する団体の紹介などに重点を置き、研修後に具体的な活動につながるよう内容の充実を図りました。今後も継続して研修を開催することにより、地域課題に対する理解を深める機会を提供するとともに、地域包括支援センターや市町村と連携し、研修修了者のサポートに努めてまいります。

また、平成13年の介護保険制度の開始時から実施しております、介護サービス相談員の派遣事業につきましては、事業者との信頼関係の下、相談員が特別養護老人ホームやデイサービスなどの介護施設を訪問し、利用者事業者が対等の立場で課題を解決するための橋渡し役として、サービスの質的向上に向け、継続的な相談活動に努めております。本年度は新たに1名を委嘱して相談員を12名体制とし、今後も利用者が安心してサービスを受けられますよう、訪問事業所の協力を得て相談員活動を推進してまいります。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘では、今月1日現在、措置入所者は43名となっており、短期入所は7名の方にご利用いただいております。このうち措置入所者は年度当初の利用見込みを下回り、依然とし

て定員割れの状況が続いておりますものの、短期入所の利用相談が増加傾向にあり、空床を利用し定員を超えて受入れるケースも多くなっております。このため、今後の利用者の確保につきましては、関係市町村に対し、措置対象者の把握に努めていただくよう要請するとともに、時代の変化に対応した適切な入所定員のあり方について検討してまいります。

また、ひだまりの家におきましては、入所定員の9名の方に引き続きご利用いただいております。

鹿島荘、ひだまりの家の両施設とも高齢者の利用が多く、今後、間近に迎える冬期間のインフルエンザ等の感染対策を進め、衛生管理及び安全管理に十分注意を払い、明るい家庭的な環境のもとで、安心して日常生活を営むことができますよう努めてまいります。

本定例会にご提案申し上げます案件は、条例案件1件、予算案件4件の合計5件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際、説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第4 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（二條孝夫君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、討論、採決」を行います。

はじめに、議案第26号「北アルプス広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とし提案理由の説明を求めます。

消防長。

[消防長（小林鉄朗君）登壇]

○消防長（小林鉄朗君） ただいま議題となりました、議案第26号「北アルプス広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付しております、議案説明資料の新旧対照表も併せてご覧ください。

本改正を行う理由は、令和6年8月1日付けで、消防庁消防・救急課長及び消防庁広域応援室長から、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給についての通知が発出されました。

通知の主な内容は、大規模災害が発生し、国家公務員や警察官が現場に派遣され救助活動を行った場合、人事院規則や関係条例に基づき災害応急作業手当が支給されている一方で、消防職員が緊急消防援助隊として同じ現場で活動しても、手当の有無や支給額が消防本部ごとに異なることが消防庁の調査で明らかになり、同じ現場で活動する消防職員にも、待遇面で均衡を図るよう促し、国家公務員に支給されている手当の金額を参考に、改善を求める内容となっています。

人事院規則では、国家公務員が災害現場で作業した場合の特殊勤務手当は、1日につき1,080円であり、さらに著しく危険と認める区域で活動した場合は、100分の100を加算した1日につき2,160円と定められています。

当消防本部の現状は、緊急消防援助隊員として派遣された場合、北アルプス広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき、1派遣につき450円の支給となっています。消防庁通知では、待遇の均衡について十分確認することとされていることから、同じ災害現場で活動する派遣隊員が同様の待遇となるよう、条例で定める特殊勤務手当に人事院規則に合わせた災害派遣手当を設けるものです。

また、長野県内で大規模災害が発生した場合には、長野県消防相互応援協定に基づく応援出動となるため、同様の対応を考えております。

なお、消防庁長官の指示に基づく緊急消防援助隊の出動は、派遣手当など必要経費は国の負担金として交付されることになっています。

改正条例の施行日につきましては、公布の日からとし、令和6年8月1日からの適用としております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号を、原案のとおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「令和6年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第3号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第27号「令和6年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、議案第27号から第30号までの主な補正予算の内容としまして、職員の給与等について、当初予算編成時の職員配置から変動しておりますことから、現在の職員配置に基づいた調整をしております。また、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、本年度からパートタイムの会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することが可能となったことから、本年12月からの支給に向けた予算措置を講じております。

それでは議案1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、432万1千円を減額し、総額を25億4,238万円とするものでございます。

4ページ、5ページの第2表地方債補正をご覧ください。起債の目的にあります防災対策事業におきまして、事業費及び起債対象額の確定により、限度額の補正を行うものでございます。なお、防災対策事業債は、元利償還額の30パーセントが地方交付税に算入される有利な起債となっております。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。款1項1目1市町村負担金104万円の減は、公共土木事業の実施設計及び工事監督業務の実績見込みによるものでございます。

款5項2目1物品売払収入181万9千円の増は、不要となった消防備品を官公庁オークションにより売却したことによるものでございます。

款9項1目2消防債510万円の減は、第2表地方債補正で説明したとおりでございます。

12ページ、13ページの歳出をご覧ください。款2項1目1一般管理費1,133万7千円の減は、職員の人事異動によるもののほか、新規職員採用予定者の辞退等により、会計年度任用職員を雇用したことによる人件費の調整が主なものでございます。

款4項1目2ごみ処理広域化推進費37万5千円の増は、会計年度任用職員の人件費等の調整であり、目3廃棄物処理費18万円の増は、会計年度任用職員の人件費の調整のほか、節12委託料では、可燃ごみ処理不適物処理業務に関する費用を計上するものでございます。目4リサイクル推進費101万8千円の増は、会計年度任用職員の人件費の調整のほか、節10需用費、修繕料では、白馬リサイクルセンターの倉庫修繕に係る費用を計上するものでございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

款5項1目1常備消防費3,274万5千円の減は、職員の退職等により人件費の調整を行ったもののほか、節14工事請負費では、高機能消防指令センター更新整備の入札差金を減額するものでございます。

款6項1目1土木事業費104万円の減は、会計年度任用職員の雇用実績見込み等により、人件費を調整するものでございます。

款9予備費3,922万8千円の増は、歳入歳出の調整でございます。

16ページから19ページは給与費明細書、20ページは市町村負担金の一覧表でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 15ページの消防費、工事請負費684万2千円が減額になっております。これは入札差金という説明がありましたが、一般競争入札で1者応募という説明を受けていたと思います。この経過に関して競争原理の視点から、この経過についてはどのような評価をしてるのか。

その点について説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（宮坂明史君） ただいまのご質問についてご説明をいたします。

高機能通信指令センター更新工事の契約につきましては、本年5月定例会におきまして、1者入札は競争原理の確保から適切かとのご質問をいただき、お答えをしたところでございますが、当消防本部の見解も含めまして改めてお答えをいたします。

1者入札となった理由ですが、指令システムの製造に関しては、国内3つのメーカーで90%以上のシェアを占めており、かつ、全国的に更新時期が本年から3カ年程度に集中することが総務省消防庁の調査でも確認されております。このような状況から、受注者側では、手持工事量や技術者配置の面で余裕がないというものが大きな要因と考えられます。なお、高落札率については資材、労務単価の上昇傾向が止まらないことが要因と考えられます。

この入札に関する当消防本部の見解につきましては、国の示す共通インターフェースを採用した仕様にに基づき、一般競争入札として入札公告を行った時点で、公平性に基づく競争原理は確保されたものと考えております。

また、契約額につきましては、適切に設定された予定価格を下回っておりますので、経済性についても確保されたという理解でございます。なお、今後も技術者不足、働き手の不足は継続することが予想されますことから、入札要項及び設計書を受け取りながら応札しなかった業者へのヒアリングを実施するなどの要因検証を行い、今後の入札案件につきましては、複数者による競争が行われる入札環境の構築につなげていきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号を、原案のとおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第28号「令和6年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では上半期実績による通所リハビリテーション費収入と施設の規模縮小に伴う入所定員減による、入所療養介護費収入等の減及び管理運営費に係る市町村負担金の計上、歳出では、人事異動等に伴う人件費関係と施設規模縮小に伴う費用の減額補正が主なものでございます。

議案1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、1,422万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,069万4千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1入所療養介護収入594万円の減、款1項2目1短期入所療養介護費収入563万5千円の減は入所定員の減によるもの、款1項2目2通所リハビリテーション費収入1,282万9千円の減は、通所リハビリの利用者を平均22人と見込んでおりましたとこ

ろ、上半期実績により20.8人と見込みを下回ったことによるもの、款1項3目1設利用料収入696万9千円の減は、施設の規模縮小や実績に基づく窓口支払い分の減少によるもの、款6項1目1市町村負担金1,714万4千円の増は、収支不足を補うため北アルプス広域連合規約を改正し、管理運営費に係る市町村負担金を計上するものでございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1介護老人保健施設事業費1,422万9千円の減は、節2から節4までと節18は、人事異動等に伴う人件費関係の補正による減、節10需用費、消耗品費、賄材料費、医薬材料費250万2千円の減は、施設の規模縮小に伴う入所定員の減によるもの、節11役務費28万5千円の減は、郵便代の値上げによる通信運搬費の増、規模縮小に伴う入所定員減による各種手数料の減でございます。節12委託料33万7千円の減は、給食提供委託料等の規模縮小に伴う入所定員減によるもの、節13使用料及び賃借料16万円の減は、利用者寝具リース料等の入所定員減によるもの、節14工事請負費150万円の減は、規模縮小により、当初予定していた部屋のエアコン修繕工事を中止したことによるものでございます。

12ページから14ページは給与費明細書、15ページは市町村負担金の一覧表でございます。

以上、主な内容につきましてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 9ページの短期入所療養介護費収入563万ほどの減額ですが、入所定員減等によるという説明です。この具体的な積算根拠をもう少し詳しく説明いただきたいと思います。それから、その下の通所リハビリテーション費収入、これも1,282万円ほど減額になってますが、実績見込みが減少という説明がありましたけども、この金額の積算根拠についても、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） お答えいたします。

短期入所療養介護費収入の減でございますけども、老人保健施設ということでございまして、もともと短期入所のベッドというのは確保されておりませんので、契約入所の空床を利用しての短期入所ということになりますので、契約入所自体の50床が42床に減少しているということでございますので、おのずと短期入所も減少しているということになります。

それから、通所リハビリテーション費の収入でございますけども、これにつきましても先ほど説明をさせていただきましたとおり、最初の見込みが22人でございますところが20.8人ということで、収入も減額しているということでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） この2つの減額を合計しますと、1,846万円ほどになるんですけども、今回これ不足分で市町村負担が1,714万ほど計上されてます。ほぼ金額が一致するということから見て、見方によれば、当初の予算でこの辺が膨らまされていたんじゃないかと、こういう見方もできるんですけども、そういった疑念に関してはどのような回答をされるのか、説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） お答えいたします。

最初から膨らました予算だったんじゃないかというご質問でございますが、そういったことはございません。あくまでも前年度の実績を考慮しながら予算を見積もっているところでございまして、今回、市町村負担金と似たような数字になってしまったわけでございますが、それにつきましても減少した中で積算をさせていただいたということでございますので、市町村負担金は市町村負担金として積算をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） これで来年度の予算編成も始まると思うんですが、来年度に向けてこの点については、どのような改善方策を考えているんでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） はい、お答えいたします。

次年度につきましては、現在、虹の家のスタッフ一同、できるだけ利用者が安心、安全な利用を継続していただけるようにスタッフ全員で頑張っているということでございます。あり方を検討している中ではございますけれども、必要な研修等も受けていただきながら、しっかりした体制で臨めるような予算編成ということで見積もらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

中村直人議員。

○4番（中村直人君） 13ページですね、(3)の職員1人当たりの給与についてお聞きしたいんですが、これを見ますと、補正前、平均年齢46.1歳で32万6千余、補正後は、平均年齢45.4歳で、平均給与を32万2千余となってるんですが、これ単純に珍しいなと思まいして、大体は平均年齢は上がって平均給与が増えるっていうことはよく見てきたんですが、例えば前の27号ですと、職員1人当たりの給与、消防職の皆さん、実際、平均年齢は変わってないですが、むしろ、平均給与月額が減っている状態なんですが、これは国の何か変更があったのか、或いは何か特別な技能を持った方を雇用したということなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 総務係長。

○総務係長（太田武寿君） 質問にお答えいたします。

今回、10月に2人の異動がございましたものですから、その関係で年齢が下がっておりまして給料の方も減額という形になっております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号を、原案のとおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「令和6年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(戸谷靖君)登壇]

○事務局長(戸谷靖君) ただいま議題となりました、議案第29号「令和6年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費に関わる補正が主な内容であり、歳出予算の補正のみとなるため予算総額に変更はございません。

それでは6ページ、7ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1一般管理費につきまして、節1報酬6千円の増は、会計年度任用職員の報酬単価見直しによる増額、節2給料から節18負担金までは、人事異動等による人件費の減及び、職員出張旅費の増額等でございます。款1項2目1賦課徴収費では、節11役務費において、郵便料金の改定に伴う通信運搬費を増額するもの、款1項3目1介護認定審査会費及び目2認定調査等費につきましては、会計年度任用職員の報酬及び勤勉手当の支給月数の見直しなどによる増でございます。

款4項2目2地域支援事業費の任意事業費では、会計年度任用職員の勤勉手当の支給月数の見直しによる増及び介護サービス相談員の活動実績に伴う報償費の減でございます。

8ページ、9ページの款6予備費94万1千円の増は、歳入歳出の調整でございます。

10ページ以降は、給与費明細書となります。

以上、主な内容についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(二條孝夫君) 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号を、原案のとおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「令和6年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） ただいま議題となりました、議案第30号「令和6年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費関係の補正及び鹿島荘送迎車両の債務負担行為補正であり、歳出予算のみの補正で予算の総額に変更はございません。

4ページの第2表債務負担行為補正をご覧ください。

養護老人ホーム鹿島荘の送迎用軽自動車の購入につきましては、今年度購入を予定しておりましたが、車いす対応の福祉車両のため受注生産となり、車両の発注から納品までの調達に要する期間が年度をまたぐため、期間を令和6年度から令和7年度までの2年間、限度額を300万円とする債務負担行為を行うものでございます。

8ページ、9ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1管理費595万4千円の減は、人事異動等に伴う人件費関係の補正であり、節1報酬535万1千円の減は、欠員補充のため会計年度任用職員を募集しておりましたが、応募者がなく上半期欠員となった報酬を減額するものでございます。節2給料については、退職に伴い欠員となっていた看護師及び支援員の未執行分の給料の減と、10月に虹の家から異動となった支援員2名分の給料の増を調整しております。節3職員手当等は、会計年度任用職員の勤勉手当の増によるものが主な内容でございます。節4共済費の減は、上半期欠員となった職員の共済組合納付金及び社会保険料の減が主なものでございます。

款2目1ひだまりの家管理費56万9千円の増は、鹿島荘同様に節1から節8までは、人事異動等に伴う人件費関係の補正であり、節3職員手当等99万9千円の増は、会計年度任用職員の勤勉手当の増によるものが主なもので、節4共済費の減は、不足する職員を扶養の範囲内を希望する短時間の会計年度任用職員を雇用したための社会保険料の減が主なものでございます。款3予備費538万5千円の増は、歳入歳出の調整でございます。

10ページから13ページは給与費明細書となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（二條孝夫君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありますか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 4ページの債務負担行為ですが、限度額300万円という設定で上程されてますが、車種はどんなものを予定しているのか、それから利用方法は従前と変わりがいいのかどうか、説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 鹿島荘所長。

○鹿島荘所長（上野法之君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

車種については軽自動車のワンボックスタイプで、車いすの乗車ができるタイプのものでございます。主な使用方法でございますけれども、鹿島荘では車いすを利用する利用者が10人ほどいますので、そういった方の医療機関への送迎に使用するものでございます。

○議長（二條孝夫君） 他に質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長(二條孝夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 一般質問

○議長(二條孝夫君) 日程第5「一般質問」を行います。

質問通告者は3名であります。よって3名の質問を行いたいと思いますので、ご了承をいただきたいと思っております。

では、これより質問に入ります。

質問順位第1位、18番、柴田友造議員の質問を許します。

柴田友造議員。

[18番(柴田友造君)登壇]

○18番(柴田友造君) 18番議員、柴田友造が一般質問をさせていただきます。

今回は、2つの大きな項目であります。消防業務についてと虹の家についてであります。

それでは最初に、消防業務についてであります。

山岳救助活動に伴う特殊勤務手当の支給はどのように考えているのかについてお伺いをいたします。

○議長(二條孝夫君) 柴田友造議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

[消防長(小林鉄朗君)登壇]

○消防長(小林鉄朗君) 山岳救助において、特殊勤務手当の支給はどのように考えているかのお尋ねにお答えします。

山間地救助班員への特殊勤務手当の支給につきましては、他の救助出動や火災、救急出動と同様に、北アルプス広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する出動手当に該当しており、1回の出動につき450円を支給しております。また、通常の火災、救急等の災害出動体制を維持することが必要なため、山間地救助に出動する隊員は、原則として非番者

を招集し対応することとして、招集から活動終了までの時間につきましては、出動手当に併せ、時間外勤務手当を支給しております。

なお、議員お尋ねの特殊勤務手当につきましては、今後、県内外の消防本部において、山岳救助隊の編成が進む中で、新たな手当支給制度が創設されるようになった場合には、検討すべき課題と考えますが、その際には、消防本部の山間地救助班の練度が向上し特殊な任務の遂行に的確に相応する技術力を具備したことを確認し、慎重に判断されるべきものと考えております。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありますか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） はい、再質問はありません。

次の質問に移りたいと思っております。

小谷村に北部消防署の出張所を設置できないかについてであります。この質問につきましては、一昨年の春先に、私の住んでおります小谷温泉に入る中谷地区なんですけれど、あそこで山林火災が発生し、そこに私、従事をさせていただきまして、その時の思いをここで質問させていただくことになります。

当然、消火につきましては、北部消防署の皆さんをはじめ、消防団、地域の皆さん、また、たまたま近くに作業していた工事の関係者など多くの皆さんのご協力によりまして、裏にある廃屋の壁に燃え移ったわけなんですけれど、どうにか消火栓を使いながら消火することができました。あと5分、10分、消火が遅れば恐らく裏山に燃え広がり、5月の春先でありますので広範囲に燃え広がったのかなと想像をするわけであります。

今後、小谷村もそうでありますし、私が住んでいる地域もそうなんですけれど、人口の減少、高齢化により地域の方々に消火することができなくなってきました。また、平日の火災になりますと、消防団の皆さんも仕事しておりますので、現場に駆けつけるのにも時間がかかってまいります。

火災現場から北部消防署までは約18キロあります。北部消防署から同じ18キロだと、南については海ノ口の方までくるかと思えます。そうすると、かなりの長い距離だというふうに思っています。さらなる常備的な消防体制が必要だと思ひまして、このような質問になるわけなんですけれども、更に出張所がありますと、今までドクターヘリは白馬から搬送しましたけど、来馬河原からの搬送が可能かなというふうな思いがあります。財政的な負担も当然出てまいります。承知の上での質問であります。

小谷村に北部消防署の出張所を設置できないかどうか、お伺いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

消防長。

[消防長（小林鉄朗君）登壇]

○消防長（小林鉄朗君） 小谷村に北部消防署の出張所ができないか、とのお尋ねにお答えいたします。

市町村の消防責任につきましては、消防組織法で規定されており、消防に関する責任を十分に果たすための全国的な共通基準を示すものとして、消防力の整備指針が定められております。この指針では、市町村が的確にその役割を果たすことができますよう、消防署や消防用車両等の施設、人員についての考え方や整備目標が示されており、当消防本部としてもこの指針に基づき計画的な消防力の整備、充実に努めております。

この指針の中で、出張所は消防署の一組織と位置付けられ、消防車を配置し、これを常時運用するための人員を配置するとされております。消防車1台を配置する出張所を設置する場合、これを常時運用するためには、消防車1台当たりの必要人員は5人とされており、3交替制により最低15人の隊員が必要となり、この人数は南部消防署とほぼ同程度の職員規模となります。

現在、北部消防署には、管轄する白馬村及び小谷村の地理的状況や人口、消防対象物、火災、救急出動の状況等を勘案して、消防車2台と救急車2台を配置し、指針にあります消防車と救急車との乗り換え運用を適用しております。

仮に出張所を設置して人員を分けると、この乗り換え運用が適用できず、署と出張所の双方で人員不足が生じ、現状の車両運用が不可能となり消防力の低下を招くこととなります。また、人員を分けず出張所を新設することは、先ほど申し上げましたように、南部消防署と同程度の施設、人員が必要となるため、相当額の経費が必要となり現実的ではないものと考えます。

なお、小谷村の火災出動件数は、過去5年間で14件、年平均2.8件で、圏域全体の10.9%、北部消防署管内では41.2%を占めております。また、救急出動は5年間で909件、年平均181.8件で、圏域全体の5.9%、北部消防署管内の21.2%となっております。北部消防署及び出張所の配置につきましては、街区の状況、各種出動の状況、消防対象物の配置や道路等の整備状況など、多角的な視点で当圏域全体を視野に入れ、更に消防行政に要する費用対効果を考慮したものでなければなりません。一方で、市街地に該当しない地域では、自然災害への対応も考慮する必要があり、今後も継続的な状況分析は必要ではありますが、現在のところ両村を管轄区域とする北部消防署は、位置的にも、また、消防力の遂行面からも地域の実情に即しており、出張所の設置は現実的ではないものと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） はい、この件につきまして再質問をさせていただきます。

先ほど言った村に消防の出張所、そういう事の質問ではありませんけど、関連しますので再質問をさせていただきます。

私、2度ほど救急車に付き添いで乗ることがありました。メインの道路の国道、県道の路面状況は本当に悪くて知事も認めてるわけですけど、特に橋との接合部分だとか舗装のでこぼこ等々、車両はかなり揺れ自分自身も気持ち悪くなってしまったのが現実であります。患者さんについても、更に具合が悪くなるんじゃないかというくらいの揺れが激しいと思います。

そこで、揺れの少ない救急車を当然購入してるとは思いますけれど、更に揺れが軽減できる車両があるのかどうなのかという質問と、県に対して、広域として路面状況の改善を求める要望書、そんなようなものを提出できないのかお伺いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（宮坂明史君） 救急自動車購入時には、揺れが少ない車両を購入するとともに、県に対し、路面状況の改善を求める要望はできないかとお尋ねに、順次お答えいたします。

まず、揺れが少ない救急車両の導入につきましては、救急車は、平成3年の救急救命士の施行に伴い、従前の標準救急車に替わり救急救命士が同法に定められた処置を行うために必要な構造及び設備を有する、いわゆる高規格救急車の配置に努めることとされ、全国的に高規格救急車の導入が進められてまいりました。

従来、救急業務実施基準等により、備えるべき救急資機材や機能は規定されておりましたが、詳細が定められていなかったため、各消防本部が独自の調達仕様で発注する状況が続き、車両の艤装費用や製造日数がかさむ事態となっておりました。

このため、整備コストの低減と導入促進の観点から、日本消防設備安全センター内に、高規格救急車の標準仕様に係る検討委員会が設けられ、平成18年に標準的な仕様が定められ、これを契機に救急車両は四輪駆動のワンボックス車にほぼ集約されました。これに伴いまして車両の揺れにつきましても、現在、車両の仕様の違いによる格差は少ないものと考えております。

なお、車両の揺れにより気持ちが悪くなったとの議員のご指摘につきましては、同乗者の中に実際に散見されますので、揺れに配慮した運転技術の向上に努めますとともに、現在も劣化に伴う走行時の揺れ等を軽減するため、必要に応じ部品のショックアブソーバーを交換することとしております。

次に、県に対し路面状況の改善を求める要望書を提出できないかのご質問につきましては、当消防本部からは消防業務の遂行に重大な支障が生じない限り、通常、道路管理者に対し要望書を提出することはしておりません。しかし、毎年ではありませんが、大町建設事務所等から救急車両走行時の路面状況について改善要望の照会があり、その折には隊員からの意見や要望を集約し、回答をすることとしております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造委員。

○18番（柴田友造君） ありがとうございます。

3番目の質問に移りたいと思います。定年延長に伴い職場環境はどうなったのか、どう変わったのか質問をいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

消防長。

[消防長（小林鉄朗君）登壇]

○消防長（小林鉄朗君） 定年延長に伴い職場環境はどうなったか、とのお尋ねにお答えいたします。

当消防本部では、定年延長に伴う職員の年齢構成の変化により、消防力が低下することへの課題等に対し、昨年8月定例会におきまして、職員の条例定数を97人から106人に見直し消防力の維持向上に努めているところでございます。また、定年延長職員につきましては、職員個々の希望を聞き取る中で、経験を生かした適材適所の配置に努めております。本年3月には2名の職員が定年延長を迎え、現在、本人の希望により当直勤務に従事しております。定年延長制度が始まったばかりであり、現在のところ職場環境に大きな変化はありませんが、今後、定年延長職員は徐々に増加し、令和10年度には17名とピークを迎えるため、これらの職員が引き続き活躍できる職場環境の整備が重要課題と考えております。定年延長職員がそれまでの職務を通じて培ってきた、個々の特性や体力等に即した処遇を十分考

慮するとともに、希望する職種の聞き取り調査等を行い、消防本部の業務遂行において適材適所に配置できますよう適切に対応してまいります。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） 消防業務についての再質問はありません。

次の、虹の家についての質問に移ります。

これまでの虹の家の経営状況について、黒字及び赤字になった要因と背景をどう見ているのか、お伺いをいたします。

○議長（二條孝君） 答弁を求めます。

連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） 虹の家の黒字または赤字の要因と背景をどう見ているか、とのご質問にお答えします。

虹の家は、平成9年4月に大北地域初の老人保健施設として、北アルプス広域連合の前身であります北アルプス広域行政組合が、老人保健施設虹の家として開設し、事業運営を併設の市立大町総合病院に委託し、これまで運営してまいりました。また、この間、平成12年4月には介護保険制度の施行に伴い、介護老人保健施設虹の家に名称を改め、平成9年の開設当時からの介護が必要な高齢者の生活を支える施設として、引き続き円滑な運営に努めてまいりました。

その後、次第に民間の介護保険施設や在宅サービス事業所などの介護保険基盤の整備が進むにつれ、ニーズが減少するに伴い、徐々に稼働率が低下し施設の経営状況が悪化に転ずることとなりました。これは、介護保険の施行から24年が経過する中で、開始当初55カ所でありました介護保険サービス事業者は、昨年度には134カ所、これは倍率にして2.4倍にも増加し、多くの民間事業者が参入することにより、利用者のサービスの選択範囲が広がったことがこの背景にあるものと考えております。

また、開設から20年余の間、収支の黒字を生み出し基金の積み立てを行うことができた要因としましては、1つには、開所当初には、虹の家の介護職員として新卒者を採用し、配置したことから、人件費の水準が低く抑えられ、更に管内に他のサービス事業者が少なく、そのため、利用者のニーズも多く稼働率が高かったことが背景にあると考えております。

収支の悪化につきましては、開設から27年が経過する中で、多様な介護保険施設のサービス基盤の整備水準が格段に向上してきたことにより、老健施設へのニーズが減少することに伴い、稼働率の低下や、特に近年顕著となっております介護人材の不足、更には様々な外部への委託料負担の増高等の要因が挙げられます。これに加え、介護職員の就労年数の経過に伴う昇給などにより、人件費水準の上昇があり、この年齢構成の偏りが構造的な要因ととらえております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造議員） それでは、再質問をお願いします。

規模縮小以降の方針として市町村の財政負担を考慮すると、いずれは終期を迎えるというようなことも検討が必要だというふうに言われていますけれど、管内の老健施設が何らかの理由で、事業の縮小やら、撤退やら、様々な理由でそういう場面が発生した場合、老健ニー

ズの部分で、広域連合の責務として、本当にやめてもいいのかどうなのかということについてお伺いをいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） 虹の家が規模を縮小し、第9期介護保険事業計画期間内に終期を検討する中で、管内の他の老健施設が撤退等した場合、保険者の責務として閉鎖しても大丈夫か、とのご質問にお答えを申し上げます。

今回の虹の家の8床の縮減後の時点での、第9期介護保険事業計画における介護老人保健施設の定数は287人となりますが、第9期の計画を策定するに当たり必要数を検討しましたところ、過去5年間、約270人ほどの利用者で推移し、このうち40人から50人程度が北アルプス圏域外の老健を利用しております。圏域外の施設利用について個々の理由は確認しておりませんが、ご家族等の介護親族の居住地や、勤務先の近隣施設を選択するなど、ご家族の様々な事情等によるものと推測いたしております。

一方で、圏域外から当圏域の施設を利用している方は、ほぼ同数の50人程度おり、こうした現在確認できる管内及び管外利用者数の推移から、老健施設の整備水準は充足しているものと思われ、虹の家における8床の規模縮小も大きな支障とはならないものと考えております。これまでの議会におきましても、ご説明申し上げてきたとおりでございます。

また、この推計から申しますと、虹の家が今後閉鎖した場合におきましても、北アルプス管内の介護老人保健施設の必要数に、大きな影響はないこととなります。

一方で、これまで市立大町総合病院に併設され、四半世紀に亘りご利用いただいていたまいりました、老舗の介護老人保健施設の急迫した事態に対し、メールや手紙により心配や困惑の声をいただいております。ご自身やご家族に介護が必要となった場合に、拠り所となる公的な施設として、数字だけでは表せない役割があることは重々承知しております。

現時点におきまして、圏域内の他の老人保健施設から、規模の縮小や事業からの撤退の情報等はございませんが、議員ご指摘のように、運営環境が厳しい、介護人材の確保が難しいとの声も聞こえてきております。

広域連合としましては、他の類似施設の運営状況にも十分注意を払い、可能な限り情報交換を行い、まず、今後の虹の家の運営状況を見極めるとともに、介護保険者としても、これからの安心、安定して住み続けられる介護サービス提供体制の維持、確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありますか。

柴田友造議員。

○18番（柴田友造君） 再質問はありません。

この案件につきましては、是非、慎重に物事を考えていただきたいなというふうに思います。先ほど答弁がありましたように、どの施設も老朽化してますし、虹の家ばかりではありません、人材確保についても同じであります。

私もお世話にならなければならなくなったときに、入るところがないというようなこととなりますと、本当に責務としてどうなのかなということ質問させていただきました。

これで、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 以上で、柴田友造議員の質問は終了いたしました。

次に、宮崎委員ですが準備はよろしいでしょうか。

○13番（宮崎昭利君） はい、大丈夫です。

○議長（二條孝夫君） 次に、質問順位第2位、13番、宮崎昭利議員の質問を許します。
宮崎昭利議員。

[13番（宮崎昭利君）登壇]

○13番（宮崎昭利） 13番議員、宮崎昭利です。

私は、今回の定例会一般質問において2つの件について質問いたします。

1件目は広域連合のあり方について、2件目は広域消防業務についてお伺いします。

それでは最初に、北アルプス広域葬祭場の今後の利活用についてですが、ご承知のとおり、池田町と松川村におきましては、2町村で葬祭場を池田・松川施設組合として運営しております。昨今、築55年が経過して老朽化も進んでおります。昨年度では、火葬炉修繕費320万円ほどが工事請負費として支出されました。今後もこのような修繕が必要となってくるのが予想されます。突発的な事由で使用不可能となる可能性も否めません。

そこで、北アルプス広域連合で現在使用中の葬祭場の年間利用数はどのようになっているのか、また、上記のような場合、北アルプス広域連合での対応が可能でしょうか。

因みに、池田・松川施設組合への火葬体数は、令和5年度で、0歳児、2町村外の方々も含め、264体となっております。

○議長（二條孝夫君） 宮崎昭利議員の質問に対する答弁を求めます。
事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） 北アルプス広域葬祭場の今後の利活用についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

北アルプス広域葬祭場は、昭和48年に建設された、旧大北葬祭センターの老朽化や利用者の増加に伴い、新たな施設の整備が必要となり、利用者ニーズを踏まえ、人体用火葬炉の増設や動物用火葬炉の新設のほか、待合スペースを確保するなどを整備内容として、国の臨時経済対策債を活用し、平成13年度に総事業費約6億1,100万円余の大部分を、大町市、白馬村、小谷村の3市村が負担し、整備を行っております。

施設の概要としましては、人体用の火葬炉3基のほか、動物用火葬炉1基を設け、人体の火葬については、1日当たり最大6体の火葬が可能となっております。利用実績につきましては、主に大町市、白馬村、小谷村の住民の利用が大半を占め、昨年度の実績では、人体616体のうち、558体、約9割が3市村からの利用となっております。その他に、池田町が5体、松川村が26体、圏域外の利用が27体でありました。

また、昨年度の稼働日数は、年末年始や設備の保守点検に伴う休業を除く329日となっており、1日の火葬可能数の6体に対し、約2体の実績となっております。

また、施設の管理運営に当たりましては、平成25年度から指定管理者制度を導入し、職員3名体制で運営しておりますが、今後、火葬件数が増加する場合は、人員体制の見直しや機械設備の更新時期が早まることなどが想定されるところでございます。

当葬祭場は、平成14年4月からの稼働から21年が経過しており、平成30年度からは、火葬件数の動向や保守点検結果に基づき、中長期的な施設・設備の修繕計画を策定し、維持補修費の平準化を図りつつ、主燃炉の大規模修繕などを実施し、安定的な施設の維持管理に努めております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

宮崎昭利議員。

- 13番（宮崎昭利君） ただいまの答弁で、1日6体まで可能だということで、実績は1日平均すると2体ということなんで、池田、松川の施設が有事の際には、対応が可能ではないかというふうに考えておりますので、これについては、ありがとうございました。

次、2番目といたしまして、広域ごみ処理事業についてですが、池田町、松川村は穂高広域組合に加盟し、残りの3市村で事業運営となっております。手前勝手の言い分になるかもしれませんが、北アルプス広域ごみ処理事業を一部事務組合として行う考えはないかお聞きいたします。

- 議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

- 広域連合長（牛越徹君） 現在、広域で取り扱っております広域ごみ処理事業を、一部事務組合として行う考えはないか、とのお尋ねでございます。

まず、このごみ処理広域化の検討の経過を申し上げますと、平成10年に当圏域全体として、大北地域広域市町村圏ごみ処理広域化計画を策定いたしました。この計画策定に当たっては、焼却施設の建設計画だけではなく、ごみの減量化やリサイクルの推進、し尿処理などに関し、広域圏の統一的な取り組みが必要であるということから、池田町、松川村を含め、5市町村全てが参加して検討が進められ、平成10年8月に計画が取りまとめられた経過がございます。

この計画の中で、ごみ焼却施設については、その後の検討が進む過程で、池田町、松川村から大北地域ごみ処理広域化計画の施設整備の枠組みから外して欲しい、との申し出があり、平成15年に広域連合規約の変更が協議され、両町村をごみ処理施設の整備計画の枠組みから外すこと及び、ごみ処理広域化推進に要する費用を負担しないことを内容とする規約の変更が決定され、現在に至っております。

このごみ処理業務につきまして、一部事務組合として行う考えはないかとのお尋ねにつきましては、広域連合とは別の新たな組織を設置することになり、既に広域連合の枠組みとして取り組んでおります3市村にとりましては、事務の効率性を損なうこととなり、新たな事務処理組織の設置に伴い、その運営の経費負担が増加する要因となりますほか、先ほど申し上げました過去の経緯に鑑みましても、引き続き、今までどおり、当広域連合の事務として進めるべきものと考えております。

以上でございます。

- 議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

宮崎昭利議員。

- 13番（宮崎昭利君） ただいまの経緯については、よくわかりました。

規約の変更でそういうふうになったということで、離脱といいますか、そういうふうに要望した側から、こういう要望するのもおかしい話ですけど、事務の効率化を欠くということで理解はしましたけども、この件につきましては、一石を投じて、今後の検討の課題としていただきたいということで、質問は終わらせていただきます。

最後にですね、広域連合として、今後どのような事業の展開を図るのか、また、展開していくのかお聞きしたいと思います。

- 議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） 広域連合として、今後どのような事業の展開を図るのか、とのお尋ねにお答えいたします。

広域連合が行う事務につきましては、各市町村が抱える共通の課題や多様化する行政ニーズに適切に対応するため、広域にわたり共同処理することが適当であると認める事務について、構成市町村の協議に基づき、県知事の許可を得て規約に定めることが義務づけられています。また、広域連合規約に基づき進める事務事業につきましては、その経緯及び現状と課題を明らかにするとともに、今後の方針と施策を広域計画として定めることになっております。

この広域計画につきましては、地方自治法の規定により、策定が広域連合に義務づけられており、広域連合及び関係市町村は、この計画に基づき事務を処理することとされております。現在、令和7年度から11年度までの5カ年を計画期間とする、第6次計画を策定中であり、この策定に当たりましては、策定委員会及び5つの課題別部会を、構成市町村とともに設置し、作業を進めているところであります。

当広域連合において、新たな事務の共同処理を検討した事例としましては、今回の第6次広域計画の策定に当たり、構成市町村に対し広域連合として新たに共同処理する事務に関し、要望調査を実施しております。調査では、埋蔵文化財等の発掘調査を担当する学芸員を、広域連合において確保することについての要望や、市町村域を超えた交通政策として、市町村域を越える乗り継ぎの可能性を探るための意見交換の場を求める要望がありました。

このうち、学芸員の人材確保の要望につきましては、市町村の埋蔵文化財等の発掘調査の業務量や、人材不足の実態を確認する中で、現段階では市町村共通の課題とまでは言えず、広域連合で人材確保することのメリットが見いだせないことから、見送ることとなりました。

また、市町村域を越える交通政策の協議に関しましては、本年度、県において長野県地域公共交通計画を策定することとしており、この中で、圏域10圏域ごとに定める地域計画につきまして、当圏域では、北アルプス地域振興局において、構成市町村と連携協議の下で計画が策定されますことから、広域連合においては、検討、協議を行わないこととなりました。

今後、社会情勢や行政ニーズの変化などに応じ、構成市町村における共通の課題認識の下、共同で事務を処理することが、事務の効率化や市町村の財政負担の抑制と平準化に資する事務事業につきましては、構成市町村との検討、協議の結果を踏まえ、広域連合の責務として規約に明記し、取り組むことになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

宮崎昭利議員。

○13番（宮崎昭利君） はい、ありがとうございます。

構成する市町村からの要望でということなので、それぞれの市町村が、広域連合でこういう事をやって欲しいということがあれば、各市町村からの要望でなり得るということをお聞きしましたので、この質問についてはこれで終わらせていただきます。

2つ目の件として、広域消防業務についてお聞きします。

本年8月より、山岳救助班、山間地救助班の体制が新設設置されました。携帯電話の普及により、山岳からの119番通報による救助要請も増加したことや、県内の山岳遭難が、北アルプスを中心に過去最多を記録したことを考慮すると当然の対応と料を思います。

時節柄、夏からの要請が増加傾向にあると思われる中で、8月以降の期間中ですね、これは8月から10月までの3カ月間ですが、期間中の実態をお聞きいたします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

消防長。

[消防長（小林鉄朗君）登壇]

○消防長（小林鉄朗君） 本年8月に新設した山間地救助班の、この3カ月の状況について、お尋ねにお答えいたします。

里山を含む山岳地域からの救助要請につきましては、携帯電話の普及と入山者の増加により、年々増加しております状況に鑑み、山間地救助班の設置について、8月に規程を整備し本格的な運用を、資器材及び装備が整った9月上旬から開始いたしました。

119番通報による山岳地域からの救助要請は、本年に入り15件あり、そのうち4月以降は10件、山間地救助班を設置した8月以降には7件ありました。

この8月以降の7件につきましては、県消防防災航空隊及び長野県警察のヘリコプターにより救出したものが3件、通報時の聞き取り状況から、自立下山を促し無事下山に至ったものが2件、地上隊が出動したものが3件ありました。

地上隊が出動した3件のうち、山間地救助班によるものは1件で、残りの2件は、救助班の本格運用開始前のもの及び、通報時の聞き取りから当直隊で対応したものでした。なお、山間地救助班が出動した1件は、救助へ向かう登山中に消防防災航空隊のヘリコプターでの救助が可能となり、途中で引揚げております。

このように、山間地救助班は設置しましたが、現在のところ救助要請全てに山間地救助班が出動する状況にはなく、要救助者の位置や負傷の状況、更にはヘリコプターによる救助対応の可否等を踏まえ、要救助者を安全かつ早期に救出し、下山させる方策について、大町警察署の県警山岳遭難救助隊大町班とも協議を行い、的確に判断し対応しているところでございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

宮崎昭利議員。

○13番（宮崎昭利君） はい、ただいまの答弁によりますと、8月以降7件あったと、そのうち地上隊の出動が3件ということでした。

その3件の1件当たりの出動時間といいますか、概要ですね、それと職員の負担がどうであったかということについてお伺いいたします。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（宮坂明史君） 山間地救助班出動隊員の負担はどうだったか、とのお尋ねにお答えいたします。

山間地救助班がこれまで対応した1件の事案につきましては、出動から帰署までの所要時間は5時間31分、入山から下山までは2時間20分を要しておりますが、この事案は、先ほどのご答弁のとおり、救助班が救出に向かう登山中にヘリコプターでの救助対応が可能となり、救助班は途中で引揚げたものであります。また、山間地救助班の運用開始前の当直隊により対応した事案では、降雨、日没間際など、悪条件下の滑りやすい山道で、登山靴など

の装備が整わない中の活動となり、出勤から帰署まで3時間56分、入山から下山までに要した時間は2時間56分で、隊員の負担も非常に大きかったとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

宮崎昭利議員。

○13番（宮崎昭利君） わかりました。3件の内容についてご説明いただきましたが、これまでの山岳救助は当直が担当していたということですね。平地における消防や救助業務に影響がないようにとのことで、非番を招集する形で4人程度が出勤可能な体制を取ると、そう聞いておりますが、非番であっても、いつ何どき声がかかるかもしれない。

その非番の方々を拘束時間としているのか、そういった意味での職員の負担はどうなっているのかお聞きします。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

[消防本部総務課長（宮坂明史君）登壇]

○消防本部総務課長（宮坂明史君） 非番を招集することでの職員の負担はどうか、また、出勤後の通常勤務に影響はないかとお尋ねにお答えいたします。

山間地救助班として非番の職員を招集することでの班員の負担につきましては、山間地救助班が対応した事案は、現在まで1件のみであり、これまでのところ大きな問題は生じておりません。また、非番招集での救助活動の疲労等により、通常シフトの当直勤務に影響が及ぶこともありませんでした。

もとより当消防本部は、現在、職員の実人員は100人未満の小規模消防本部であり、火災への対応や、多数傷病者が発生する事故などの対応では、当直人員に加え管轄署以外の消防署や非番職員を招集して、緊急の対応をとらざるを得ない組織体制となっており、山間地救助におきましても、他の災害と同様に非番職員の対応によることとしております。

しかし、召集される班員の母数が限られておりますので、今後の山間地救助班の出動状況によりましては、非番の都度、班員が召集されることで休息日の確保が困難になる場合や、班員の招集に支障が生じるなどの状況になった場合には、班員の増員を含め、対応を検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

宮崎昭利議員。

○13番（宮崎昭利君） すいません、私が聞きそびれていれば大変恐縮なんですけど、非番の職員の方は拘束時間としているのかどうか。それについて再度お聞きしたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（宮坂明史君） ただいまの非番での拘束への対応について検討をしていないのか、またそれに含めまして手当等の関係につきましても、併せてご答弁したいと思いますのですが、よろしいでしょうか、拘束のみで良いですか。

○議長（二條孝夫君） 宮崎議員。

○13番（宮崎昭利君） ここでは、拘束時間として非番が、要は招集するにあたって、その非番の職員を拘束時間と考えているのかどうかということについてお伺いしたいということですので、手当については次の質問でお答え願いたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（宮坂明史君） それでは、ただいまのご質問について、拘束の部分についてお答えをいたします。

班員の拘束への対応につきましては、先ほどお答えしたこともございますが、当本部は山間地救助に限らず、非番招集による災害対応が必要な体制でありますことから、山間地救助班に限定しての対応は現在のところ考えておりません。

なお、山間地救助班につきましては、本年度の中途からの発足となっており、今後引き続き年間を通じての出動状況や、非番日の労働時間、招集への参集状況等を精査しまして、必要に応じ、班員の増員や非番者の拘束体制等について、全災害への職員参集状況を踏まえながら、全体的に検討したいと考えております。

現在のところ拘束ということについてはそのような考え方で、拘束をしているという考えではございません。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） よろしいですか。

宮崎昭利議員。

○13番（宮崎昭利君） わかりました。拘束時間ではないということで結構です。

今後の対応といたしまして、新たな手当は考えていないという説明が前定例会でありましたが、今定例会において緊急消防援助隊又は消防相互応援隊員として派遣された場合、特殊勤務手当の増額が上程され、先ほど可決されました。これは消防隊員の士気も含めて、大いに結構なことだと思います。

先ほど、3件の山岳救助出動要請があったとの答弁をいただきましたが、たまたま非番職員を招集するまでには至らなかったということですが、しかし、今後の対応として何度も非番の招集が図られることは必須であると思料いたします。

そこで、同僚議員も先ほど質問しましたが、非番対応を含めた中で、特別出勤手当などの検討は考えないのかどうかお伺いします。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

消防本部総務課長。

[消防本部総務課長（宮坂明史君）登壇]

○消防本部総務課長（宮坂明史君） 特別出勤手当等についての検討はしないか、とのお尋ねにお答えをいたします。

山間地救助班に支給する手当につきましては、先ほどの柴田議員への消防長からのご答弁でも申し上げましたとおり、北アルプス広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき、救急・救助の業務に出動した場合に支給する出勤手当があり、かつ、非番日の勤務となるため、広域連合の規則に定める時間外手当を支給することとしております。これは、火災、救急、山間地以外での救助出動と同様に、山間地救助につきましても条例の特殊勤務手当に定める、通常にない危険作業、その他特殊な勤務の範疇として既に規定されている出勤手当に含まれるものであります。したがって、当面、ご提案の特別出勤手当等の新たな手当の支給は考えておりません。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

はい、宮崎昭利議員。

○13番（宮崎昭利君） 手当についてはわかりました。それで、再質問といたしますか、もう1点ですね、今後の対応として前定例会で説明がありました、順次活動範囲の見直し、拡大について研究・検討していくというテーマがございました。

現在、1つ目として登山口の登山道より1時間半、2つ目として標高1,700メートル地帯まで、3つ目として日の出から日没までという対応で行っているものと思いますけども、今後ですね、どのような考えで進めていかれるのか、また、現在どの程度研究、検討が進んでいるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 消防長。

○消防長（小林鉄朗君） 山間地救助班の活動範囲の見直しについて、その後の状況はとのお尋ねにお答えいたします。

山間地救助班の出動につきましては、先ほどお答えしましたとおり、運用を開始してから現在までのところ、対応事案は1度のみでありました。また、練度を上げるための訓練につきましては、大町警察署山岳遭難救助隊大町班との合同訓練及び自隊での訓練を実施いたしました。山間地救助班の活動は、現在、緒に就いたばかりでございます。

今後、活動範囲の見直し検討のためには、山地での一定の救助経験や訓練量、山地特有の救助技術の習得、更には山域ごとに対象となる区域の状況調査など、検討を進めるための基礎となる情報の集約と蓄積が不可欠であり、やはり、年単位の慎重な検討が必要であると考えており、現段階におきましては、直ちに範囲の見直しを行う状況にはないものと判断しております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

宮崎昭利議員。

○13番（宮崎昭利君） 今後ですね、その出動、実態に合わせて検討していくということで承知いたしました。

私の質問は、これで終わります。

○議長（二條孝夫君） 以上で、宮崎昭利議員の質問を終了いたしました。

ここで昼食のため、1時10分まで休憩といたします。

休憩 午後12時10分

再開 午後 1時10分

○議長（二條孝夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

それでは、質問順位第3位、7番、大和幸久議員の質問を許します。

大和幸久議員。

[7番（大和幸久君）登壇]

○7番（大和幸久君） 大町市の大和幸久です。

虹の家について1点質問いたします。介護老人保健施設虹の家の事業継続の可能性について、これまで質問してきた項目を俯瞰的な立場で包括的に質問いたしますので、端的で明確な回答をお願いしたいと思います。

まず最初に、発足から今日までの経過について伺いたしたいと思います。虹の家が、平成9年4月の発足から28年で事業終了の危機に瀕しております。発足当時の背景や施設設置の必要性と目的、施設建設費の負担のあり方、施設運営の形態をどう設定したのか説明をいただ

きたいと思います。併せて、今日に至るまでに介護保険制度への移行など、制度改正や施設運営の変遷と、その対応についても説明いただきたいと思います。

これで1項目の質問を終わります。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員の質問に対する答弁を求めます。

連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） 虹の家の発足から今までの経過の中で、建設当時の背景や施設設置の必要性或いは負担のあり方、また、施設運営の変遷と対応について、ご質問にお答えします。

当時の資料を紐解き、時代背景を考察する中での答弁となりますことを、まず、ご理解いただきたいと存じます。平成初期の段階におきましては、現在ほどの介護・高齢者福祉施設の整備が行き届いていない、そうした状態にあり、在宅介護を行う利用者やご家族から老人保健施設の設置について要望が出されていたことから、平成3年から11年を期間とする老人保健福祉計画において、平成11年の竣工を目指し、160人規模の施設整備を行うことが計画されました。

その後、平成6年になり、このままでは計画の実現が困難との申し出が大町病院より出されたため、当時工事が進行しておりました大町病院の増改築工事に併せ、広域事業として老人保健施設を整備できないかとの提案がなされております。

北アルプス地域の著しい高齢化の進行或いは高齢者のみの世帯の増加に対し、介護基盤が脆弱であるとの判断から、当時の大北7市町村で整備が合意され、建設事業費の負担金を人口割100%として、平成9年4月に虹の家を開所するに至りました。

また、施設の運営形態につきましては、開設に際し老人保健施設は、医療法において医療提供施設とされ、施設長は医師でなければならないとされておりましたことから、医師を配置し、施設の管理運営を大町病院へ委託し、広域連合との一体的な経営により、在宅支援の強化を図る施設としてスタートしており、この形態は現在まで引き継がれております。

次いで、平成12年には介護保険制度が創設され、虹の家もこの介護保険の施設として指定を受け、介護老人保健施設として平成20年代前半まで運営は順調に進み、先々の施設改修や設備修繕のための資金として、剰余金を基金に積み立てることができております。

一方で、平成24年頃からは、療養介護費の収入のみでは運営が難しくなり、このため運営経費の不足に充てる基金の取り崩しが始まり、昨年度末現在の基金残高は約500万円程にまで減少しております。

このように、施設運営が特に厳しくなった要因につきましては、先ほどの柴田議員からのご質問にもお答えしましたように、民間を中心に圏域全体の介護基盤の整備が進んだことによる老健施設へのニーズの減少と、一方で、近年では特に燃料費をはじめとする光熱費や、介護資材などの物件費の高騰に加え、広域職員や委託先の病院職員の人件費の上昇による、構造的な要因が大きいものと分析しております。

また、経営改善のこれまでの取り組みの経過としましては、平成29年には虹の家の運営検討会、次いで令和2年には、同じく業務改善委員会を組織し、収益の確保を中心に経営改善の方策の検討を行い、提言を取りまとめたところでございます。具体的には、療養介護費収入の加算措置や、運営経費全般に亘る縮減などの取り組みを実行してまいりましたが、収支が十分改善するには至っておりませんでした。

令和3年からは、より本格的な経営改善と今後の方針を確立するため、病院経営等の専門アドバイザーを依頼するとともに、まず、内部検討会を立ち上げ職員による検討を行い、翌年には、広域連合長からの諮問により経営改善委員会を組織し、今後の施設の方向性について、専門的な見地からの議論を行った結果、居宅系サービスへの転換について答申が出されました。

続きまして、令和5年には、この答申に基づき大町病院との共同で、双方の職員が構成員となり、ワーキンググループを設け、施設の転換に向けた具体的な検討や、ニーズ、採算性の検証を行った結果、形態を転換しても、いずれの施設形態においても採算ベースに乗せることは困難との結論に至っております。

その後、広域連合に検討の場を戻し、現在の介護老人保健施設として比較的、収支差額、赤字幅の小さい42床への規模縮小を目指すとともに、なお生じる収支差を補てんする新たな運営財源として、本年11月、広域連合規約の改定を行い、人口割100パーセントとする市町村負担金を新設するとともに、今後の方向性として、第9期介護保険事業計画期間中に終期を定めるということを基本的な方針として、現在、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありますか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） この間も再三指摘してるんですけども、虹の家の運営というのは予算執行が広域連合で、施設の運営は広域職員派遣が大町病院の指揮命令系統のもとで運営するという、このような二重構造が責任の分界点をわかりやすくさせてる原因だと認識をしていますが、この点について、こういった形態がどのような経過で出来上がってしまったのか、まず、その説明をいただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 事務局長。

○事務局長（戸谷靖君） ただいまの質問にお答えいたします。

虹の家の運営が予算執行を広域連合で行い、施設運営を大町病院で行う形態ができた要因と見解についてのお尋ねにお答えをいたします。

先ほど連合長からもご答弁申し上げましたが、老人保健施設は医療提供施設でありまして、施設長が医師であることをはじめ、看護師などの医療職が不可欠であるため、大町病院との連携がなければ、そもそも設置及び運営は不可能であります。

そのため、開設当初より大町病院が受託者として、医療職の配置や業務と施設管理、給食等の運営を行い、広域連合が老人保健施設特別会計を設置して、施設の維持管理や補修、委託料等の財政面や規約の制定など、設置に関する業務を担う形で現在に至っており、双方一体となって経営を行う体制として、事業が開始されたものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） この間も指摘していますけども、そもそも大町病院の組織図を見ると、大町病院の組織図の中に、組織の一部として虹の家が位置付けられている。この構造からいくとですね、本来は大町病院が運営主体として、責任持って経営をしていくという、これが本来の姿であろうということを何回も指摘しています。

しかしこの間、それが是正されていないと、やはりこの辺の是正というのは、大町病院の開設者であり、それから広域連合の施設長である牛越広域連合長がリーダーシップを発揮しなければ、絶対解決できない課題だと、このことも指摘しておきますけれども、この点については広域連合長はどんな取り組みをされてきたんでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長（牛越徹君） ただいまの、大町病院の組織図の中に組み込まれてるというふうにありましたが、それは何の根拠かちょっとわかりませんが、私どもも当時の資料を見ますとですね、北アルプス広域行政組合発足時には、もちろん条例、規則、規程の整備或いは老健施設特別会計の設置などについては、正にこの広域行政組合の役割で、これは現在でも広域連合が継承しております。

一方で、その隣の枠にはですね、市立大町総合病院には、市立大町病院の庶務規則の改正により、施設の位置付けをする、施設を自分のもの、開設者となっているのではないんですね。運営による委託の部分で、病院の中にどのように位置付けたという説明図になっています。これは、組織規則などを改めて見ていただくとわかるように、大町病院のいわゆる正規の施設として位置付けているもの、施設ではなく委託を受ける受託者としての組織管理について、説明書として位置付けているものでございます。

従いまして、その前提となりますのは、広域行政組合の組合長、当時は組合長と呼んでおりましたが、からの委託契約により、市立大町総合病院の開設者であります大町市長、管理者としての権限は、今は病院長の事業管理者に委任しておりますが、そこに委託されたという事は明確になっております。

もう1回その資料をご確認いただけないでしょうか。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） その点は、元々の組織図から、広域連合長も改めて検討し直し、検証し直してください。これは再三再四、説明をしてるところです。

時間がないので2項目に移ります。

今まで事業回復への道はなかったかということについてです。かつて、令和2年8月議会における決算認定の質疑において、先ほどお聞きした広域連合と病院の二重構造について指摘をしています。少なくとも4回に亘り質疑や指摘を繰り返してきましたが、極めつけは本年2月の6年度予算審議において、療養介護費収入を前年度比6%増額とした根拠と、収入は大丈夫かとの私の質疑に対して、前年度利用者を上回るものと見込むと、利用者確保の取り組みを引き続き進め増収を図ると答弁して、2月の予算が承認されております。

その後、7月26日の全員協議会において、突然、財政状況の悪化から事業止める検討へと180度のシフトチェンジを行いました。改めて、事業方針の選択を振り返り、事業の回復への道はなかったのか、どのような検討されたのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） 今まで事業回復への道はなかったのか、とのご質問にお答えをいたします。

先程ご答弁申し上げました、平成29年からの経営改善の検討に着手する以前にも、基金残高が減少していくことに危機感を持ち、平成27年頃、広域事務所より損益分岐点を推計した資料を提示するとともに、職員との個別面談や意見交換等、運営のあり方について検討してきた経過がございます。しかし、職員の認識や公的施設としての役割に対する考え方などに相違があり、検討の結果が職員間に留まることも多く、なかなか具体的な収入増につながるには至りませんでした。

平成29年には、相談支援体制を見直し、この新体制を機に職員一丸となって利用者の増加に努めた結果、この年は収支が好転しましたが、収入増を継続する体制を構築することができず、稼働率を維持できなかつたことから、翌30年度には再び悪化に転ずる結果となりました。その際の詳細な経緯は不明でございますが、具体的に稼働率向上に向けた取り組みを一度は実現できたにも関わらず、収支改善に対する職員間の意識共有と、入所者の受け入れ体制を維持できなかつたことに加え、管内での特別養護老人ホームの新設による利用者減の影響も大きかつたものと考えております。

こうした経過の中で、虹の家内部において、業務のスリム化や超過勤務手当の圧縮など、収支改善に努めてまいりましたが、その後の人件費の増大など構造的な要因も大きく、今日に至るまで黒字化は非常に困難な状況となっております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 答弁を聞いてますと、毎回同じように遅きに失するの言葉どおりの感じを受けております。言い訳の話を聞いてるわけではなくて、本当の意味での振り返りによって回復のチャンスを逃していたかどうか、これを総括することが肝要ではないかと思えます。再度、事業回復の道は本当はないということではよろしいのかどうか、確認をしたいと思えます。また、入所の充足が難しく経営に影響が大きいとすれば、24床の通所サービスだけでも続ける可能性はなかつたのか、この点について改めて伺いたいと思えます。

○議長（二條孝夫君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（荒井賢治君） ご答弁申し上げます。

事業回復への道は本当はないか、通所サービスだけでも続ける可能性はないか、との質問にお答えいたします。

事業回復につきましては、これまでもご説明いたしましたとおり、運営を継続していくためには、介護報酬以外の公的支援による補てんがないことには不可能であり、広域連合における協議の中では、構成市町村からの公的支援を継続していくという判断には至らず、具体的な方向性につきましては、第9期期間中において終期を含め、方向性に結論を出すことを決定しております。

また、通所リハビリ事業のみの継続につきましても、施設・設備ともに老朽化が進んでおり、現在も修理を繰り返しながら使用をしている状態にあり、施設・設備全体の大規模改修が叶わない限り、現時点では通所リハビリだけの継続も厳しい状況であると考えております。また、通所リハビリ事業につきましては、虹の家における現在の受け入れ内容が一部デイサービス事業に近いものとなっております。また、管内には筋力トレーニングを主力事業とする民間事業者もおりますことから、これらのサービスを活用することで、虹の家の利用者を含め、リハビリを目的とする通所サービスのニーズに対する必要数を維持できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありますか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 虹の家の躯体は、年数が経っていますがコンクリートですので約60年の耐用年数あると。そういうことから言うとまだまだ利用できますし、施設整備も数千万かければ可能であるというような見方もあります。その辺を再度検討していただきたいと思えます。

続いて3点目の項目ですけども、今回の事態の原因と根本的な責任について伺いたいと思えます。

まず、設置者である広域連合としての責任について伺いたいと思えます。3年以上前から本会議における議案質疑などを通して、虹の家の運営については再三繰り返して指摘してきたにもかかわらず、事業終了に向けての、いわゆる店じまいに向けたシフトの状況に一辺倒になっていると思えます。また、何度も指摘するように、広域連合から職員を大町病院に派遣し、大町病院スタッフと共に業務執行してきていますけれども、これが責任の分界点をわかりづらくさせている一番の原因となっているのではないのでしょうか。

また、予算執行と運営の二重構造で運営しているために、二重の組織決定が必要となり、虹の家の業務アセスメントと組織マネジメントが噛み合わないままの状態となっております。広域連合、設置側としての根本的な原因と責任の所在を明確にする必要があると思えますが、この点についてはどのような見解でしょうか。

また、虹の家の運営組織として、施設長、大町病院側における運営責任がどこにあり、今回の意思決定をどうなされてきているのか、改めて説明いただきたいと思えます。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） お答え申し上げます前に、議員の質問の中に再三にわたり指摘してきているというお話がありました。そして今は、3年前からということで、令和2年以降のことなんですけど、これは私ども、平成29年の虹の家における様々な取り組み、先ほど最初のご答弁で申し上げたように、平成29年から虹の家の運営の検討会、また、令和2年には業務改善の委員会を、それぞれ設置してまいりました。

これらについては、その都度、一般質問或いは全員協議会などで逐一報告してきたところでございます。また、それに併せて運営組織につきましては、広域連合から派遣しております介護職員については、確かこれは、議員の指摘にも以前あったと思うんですが、やはり指揮命令系統が、病院から派遣されてる看護職員と広域連合から派遣している介護職員の間がしっくりいかないということで、広域連合から派遣してる職員を委託を受けている病院の組織の中に派遣する形で、それぞれ配置したということについてもご理解いただきたいと思えます。

そここでご質問の、今回の事態の原因と根本的な責任はどこにあるか、とのご質問にお答えしたいと思います。

議員のご質問にありました、予算執行と施設運営の二重構造の、これは経営の責任ですが、この責任の所在をわかりづらくしているところのご指摘につきましては、開設当初から管理運営に関する理念として、広域連合が施設を設置して事務職員及び介護職員を配置するとともに、大町病院が委託を受け、先ほどもご答弁申し上げましたように、医療法の規定による

医療提供施設として医師を施設長とし、看護師等の医療職を配置して施設の管理運営を行う、設置主体と運営の主体が両輪となって、一体的に経営を担うということを前提としております。そしてこの体制により、入所者の生活の質の向上と、通所利用者へのリハビリなどを通じて、在宅介護支援の強化を図ることとしており、この点につきまして、まずご理解いただきたいと存じます。

この理念に基づき、広域連合と虹の家を併設する大町病院が、それぞれの責務について理念を共有し役割を果たすため、連携して業務を遂行してまいりましたが、年月が経つごとに職員も変わり理念などに対する意識も徐々に変化してまいりましたが、収支の均衡が図られていた期間中は、これは課題とはならなかったものの、収支が赤字に転じ運営費の負担が重くなるにつれ、主体相互の実務面において効果的な連携も徐々に希薄となり、具体的な運営が進まなくなってきたものと思われまます。

大町病院におきましては、平成20年代の後半には、これと前後して病院の経営自体が困難に直面していた時期でもあり、一定期間、経営における合意形成が不安定なまま事業運営に当たらざるを得ない、そうした状況にあったことが伺え、この時期、私を含め一般行政としましても、市立大町総合病院の開設主体として、当時の病院事業管理者、院長が取り組む病院経営再生への支援に力を傾注しておりましたことに、ご理解をいただきたいと存じます。

また、議員からは、業務アセスメント、いわゆる運営業務の現状と課題の把握及び組織マネジメント、これは組織の効率的な管理、この2つが噛み合っていなかったとのご指摘がありました。この点につきましては、運営業務の課題としましては、赤字収支であるということから、収入を増やす必要がありましたが、介護保険制度前から運営する公的な介護老人保健施設であり、本来の中間施設としての役割や地域の特性から、大雪や厳寒の冬季又は、農作業等の繁忙期において短期入所を受けることにより、在宅介護への支援を1つの柱としておりました一方で、リハビリを重点とした長期の入所を、年間を通したベッドコントロールの重点的な取り組みとした結果、この入所と退所の調整がうまく噛み合わず、却って空床期間が増加したことにより収益につながらず、効果的な管理運営が改善できなかった、こうしたことは否めないところでございます。

現在は、この入退所の調整も見直されており、ベッドの利用率も向上してきておりますが、先程も申し上げましたが、双方の主体同士が密接に連携して現状を把握し、共通認識の下で運営方針を確認し、それを徹底しえなかったことが、これまでの構造的な課題への解決に結びつけることができなかった主な要因であると考えております。

また、特にここ数年、急激な収支の悪化に拍車がかかったのは、3年に亘るコロナ禍による利用制限と通所利用の減少に伴う収入の減に加え、施設の運営経費の大宗をなす、光熱費や消耗品費の物件費の高騰、更には、人件費や委託料の相当分を占める人件費の増加が重なり、重い負担となったことが要因として挙げられます。

虹の家の設置者であります広域連合といたしましては、今後入所者、利用者及びそのご家族、更には職員の皆さんに寄り添い、影響を可能な限り最小限に留めることができますよう、最善の方策を検討し、力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 改めて責任について、もう一度伺います。

設置者の連合長と管理者の病院長は、どうこの責任を取るおつもりなのか。施設運営を頑張ってきたけども、駄目になったから業務を止めるでは余りにも短絡すぎます。

責任の所在が不明瞭なままで、利用者と職員だけが責任と被害を被るという結果になっております。利用者と職員の行き先の心配をするだけでは納得がいかない、行き先がない、やるせない、詰め腹を切らされるのかとならないでしょうか。また、大町病院の側での組織決定はいつ、どのようにされたのでしょうか。設置者と管理者の責任の所在について、改めて説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 利用者と職員はこの事態を納得できるか、まず、利用者と職員のこの事態に対する心配への対応についてお答え申し上げます。

利用者及び介護されるご家族に対しましては、面談などにより、それぞれの皆様の今後のご希望やご意向を確認し、施設の方向性を丁寧に説明した上で、希望する介護或いは生活の質を維持できますよう対応してまいります。

また、職員に対しましては、まず身分保障を前提として、介護職関係に限らず、職員本人が希望する職種や配置について相談し、支援に努めてまいります。

責任の所在につきましては、先にご答弁いたしましたとおり、開設当初からの理念に基づき、それぞれの職務を果たすための業務を遂行してまいりましたが、運営する経過の中において、利用者のニーズの低下や公務職場における人件費の増大など、構造的な要因により、結果として、現在、こうした事態となっておりますことにつきまして、施設管理者として責任を感じているところでございます。

そうした中で、先ほど答弁申し上げましたように、いよいよこれから最後の詰めをしっかりとしていくということが、課題として残っておりますが、虹の家の開設者であります広域連合としましては、今後、入所者、利用者及びその家族、更には職員の皆さんに寄り添い、影響を最小限に食い止める、そんな努力をしていくことを最善の方策として検討し、力を尽くしていくことが、もう一つの残された責任ではないかと考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありますか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 最後に利用者等のお話しが出ましたけども、施設の職員の理解度と納得度合いについて、これまで施設職員に対し、どんな機会にどのような説明をされてきたのか伺いたいと思います。

また、職員の理解と納得度、反応については、どのような受け取り方をしているのか、改めて説明いただきたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。

事務局長。

[事務局長（戸谷靖君）登壇]

○事務局長（戸谷靖君） 今回の事態に対する施設職員の理解や説明に対する意見はどうか、との質問にお答えいたします。

虹の家の職員への説明は、7月19日に職員労働組合へ、また、22日と23日には、虹の家職員全体に対し、正副連合長会議等に用いた資料を使って、これまでの経過と収支などの経営の現状、また、今後の方向性について説明を行い、そこで出された質問に対し、それ

ぞれ回答いたしました。また、8月27日から29日には、総務課長、介護福祉課長により、虹の家の広域連合正規職員に対し、個人面談を行いました。10月1日からの施設規模縮小による異動を控え、職員からの要望もありましたことから、各自の思いや考え、また、心配事や困り事などについて、率直に意見交換をいたしました。

ここで出された意見としましては、人事異動や夜勤などの働き方に関する事、また、利用者への対応に関する事などで、これらにつきましても回答をいたしました。

職員の皆さんからは、現状を理解し異動には従うとしつつも、虹の家の継続を願う声や今後のスケジュールを早く知りたいとの意見もありました。

また、説明の中で出された公務員としての身分保障の要望は理解するものの、介護職場以外での就労の可能性もあることなどについて説明し、この点につきましても、一定の理解をいただいたところであります。

これまでの説明会等におきまして、できる限りその時点での状況を詳細に説明し、また、虹の家事務長からも質問に丁寧に対応し、周知に努めており、施設が現在置かれている状況につきましても、概ね職員に理解していただけたものと考えております。

今後も、広域連合における検討協議の状況につきましても、職員及び広域連合職員労働組合等に対し、できるだけ期間を空けることなく情報を伝え、意識を共有していくことが重要と考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） 職員一人一人にきめ細かな説明と、本人の意向を十分酌み取れるだけの聞き取り体制というのは本当にできていたんでしょうか。また、病院側では職員の対応や説明がどうなっているのか、改めて説明ください。本当に医療系のマンパワーが余る状況となりますけれども、病院側との調整により十分納得されている状況なのでしょうか。

現在、虹の家に在職の人だけが配置転換や希望退職の対象なのかどうか、広域連合全体の課題としてとらえるべきではないかというふうに考えています。広域連合とすれば、虹の家ばかりでなく、今後、ひだまりの家など施設運営の課題が山積みをしております。虹の家を片付ければ一安心の状況では決してないと思います。本来の広域連合の進むべき道と職員体制のあり方が問われている事態だと思います。

最後に、本来、虹の家の職員の皆様を守るべき人は誰なのか、虹の家を頼りにしている利用者を守るのは誰なのか、これは広域連合長と管理者の大町病院長しかいないと思いますが、この点についての認識、見解を改めて伺いたいと思います。

○議長（二條孝夫君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 再質問にお答え申し上げます。

まず、職員一人一人の意向を十分酌み取れる体制を整えているか或いは意向を聞く体制を整えているか、また医療職は納得している状況か、とのお尋ねでございます。

まず、施設の方向性についての説明会や、個人ごとの面談は既に実施しておりますが、今後も必要に応じて行うこととしており、また、随時相談があれば対応すること、これは、これまでの説明会においても周知を図ってきているところでございます。

また、病院側の職員への対応につきましても、詳細を、私自身は確認してはおりませんが、虹の家の開設主体としまして、人事異動により病院から配置されている医療職の皆さんを含め、虹の家の職員全体に施設の現況については説明をいたしております。

全国的に、特に医療分野或いは介護分野で、それぞれ人材不足の中、病院とも調整を図り、職員の皆さん個々の考えや希望を十分確認した上で、納得いただくことができますよう、丁寧な説明に尽くしてまいります。

この際、病院から派遣されてる、特に看護師等を含むは医療系の職員の皆さんについては、病院本体からの異動で配置されているということに、形態上になっております。そうした意味においては、病院に復帰して、病院のそれぞれの分野において活躍できる道があるんじゃないか、この点につきましてもしっかりと病院事業管理者とも意見交換をしてまいります。

また、開設者としてこれら利用者の皆さんに対する責任はということではありますが、やはり圏域全体としての受け皿が十分であるかどうかも含めて検討しながら、利用者或いは利用者のご家族の皆さんの希望に沿った配置というものについても、これも鋭意力を尽くしてまいります、それによって責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 残り3分45秒です。

大和幸久議員。

○7番（大和幸久君） やはり利用者とか家族とか、地域の考え方、要望等をどれだけ酌み取ってるかということだと思うんです。かつて大町病院の危機の時には、大町病院の先生自らが、小谷、白馬でそれぞれ住民説明会を開いて、いろんな声を聞きながら今日の経営危機を乗り切ってきたという経過もあります。

そのような事例を見たときに、今回この虹の家の2年先の閉鎖は、結論が先にありきではなくて、まず、この虹の家の経営危機の状態について、住民やその地域の利用者の皆様に説明会を開き、今後のあり方について住民の声を聞く、このことが一番先行われなければいけないことじゃなかったかと思えます。

そういう意味では、是非、病院の経営危機を乗り切った時に、先生自らが各地へ行って意見を聞いた、このことを、虹の家でも理事者が先頭になって行うべきだと私は思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 広域連合長。

○広域連合長（牛越徹君） 大町病院の経営改善につきましては、本当に地域の皆さんのご理解があつてこそ今日の再生があると、私自身も考えておりますし、また、その間、私も考えながら先生方の取り組みについては、しっかり対応してきたところでございます。

そうした中で議員からのご提案では、虹の家の今後の取り扱いについて、地域の声を聴くため、説明会などを行うべきだというお話であります。これも、必要に応じてきちっとそうした対応をしていくことも検討の一つに入れてまいりたいと考えております、と申しますのは、この虹の家、50床の時代には50床、現在は42床で運営しておりますが、またリハビリについては、いわゆる利用者の皆さんに絶えず最前線にある介護員の皆さん或いは病院の看護師さんの皆さんが対応してまいりました。

これにつきましても、必要があれば私自身が理事者として、圏域の皆さん、利用されている皆さんに説明する機会があれば、そのような対応も検討してまいります。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 大和幸久議員。

○7番（大幸幸久君） 虹の家というのは、これ公的な機関なんですね、民間とは違います。やはり不採算部分も公的機関として、それを何とか維持して住民福祉の向上につなげるという、

これが大きな使命であるということ、まず忘れてはいけないと。そういった意味でも、本当の住民の声、これを直接聞いていく、この姿勢が、今、虹の家の閉鎖の危機の中では、特に必要だと思いますし、先に2年後に閉鎖の結論ありきのような取り組み方は、住民にとっても非常に残念であるし、失礼なやり方だと私は思います。

その点について改めて検討し直して、まず、住民の声を聞くということから再出発を始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（二條孝夫君） 連合長。

○広域連合長（牛越徹君） まず、再出発を考えるべきというご提案でございます。

これは再三に亘り申し上げますが、私ども、この虹の家が平成24年頃から基金を取り崩して運営をせざるを得なくなった、その時点から検討に入っておりますし、また、正式には平成29年から、先ほど来、再三説明しておりますように、まず、虹の家を挙げて、また、それ以降は広域連合を挙げて、理事者の間でも真剣に取り組んできたところでございます。その過程で、全員協議会ではこれまでのご質問に、議員に対しても説明してきたとおりでありまして、今回突然に方針が変更されたわけではありません。

検討の中で、様々な形態に変えた時に存続ができるかどうか、それらについて検討した経過については、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（二條孝夫君） 時間であります。

以上で、大和幸久議員の質問は終了いたしました。大和幸久議員は自席にお戻りください。

以上をもちまして、本11月定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、広域連合長のあいさつを受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長（牛越徹君）登壇]

○広域連合長（牛越徹君） 11月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました5議案につきましては、慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決いただき厚く御礼申し上げます。

議案審議及び一般質問においていただきました、貴重なご意見やご提言につきましては、今後の広域行政の運営に十分反映してまいる所存でございます。

本定例会冒頭のごあいさつで申し上げましたが、来年度から令和11年度までの5カ年を計画期間とする、第6次広域計画の策定に当たりましては、構成市町村及び北アルプス地域振興局で構成する策定委員会と課題別部会において、北アルプス圏域における様々な課題を踏まえ、将来を見据えた的確な計画となるよう策定を進めております。今般、計画の素案がまとまりましたことから、本定例会終了後の議会全員協議会においてご説明申し上げ、ご意見をいただきますとともに、圏域住民の皆さんの意見募集等を経て、来年2月定例会において計画案を提案できますよう、鋭意作業を進めてまいります。

また、白馬リサイクルプラザの建設につきましては、12月末の竣工に向け、これまで大きな遅れもなく、順調に進捗しております。

なお、この施設の管理運営等につきましては、本定例会終了後のごみ処理特別委員会及び議会全員協議会におきまして、ご説明申し上げますこととしております。

結びに、日毎に朝夕の冷え込みも増しており、構成市町村におかれましては、間もなく市町村議会12月定例会が開催されますが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意い

ただき、広域行政発展のため、また、圏域住民の福祉向上のため、いっそうご尽力賜りますようお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（二條孝夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位のご協力に感謝を申し上げます。

これにて、令和6年北アルプス広域連合議会11月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後1時55分

令和6年11月15日

議会議長

15番

16番